

—— お知らせ ——

日本核医学技術学会の法人化について

日本核医学技術学会 学会長 福喜多 博 義

会員各位

会誌28巻2号にて、「特定非営利活動法人 日本核医学技術学会 定款（案）」と「特定非営利活動法人 日本核医学技術学会 定款施行細則（案）」を掲載し、会員の皆様に法人化に関しての説明をさせていただきました。その後の理事会で両者に若干の手直しを行いましたので、「定款」ならびに「定款施行細則」として再度掲載いたします。次回の総会にて「定款」の承認をいただき、具体的な法人登記の手続きに入らせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。なお、「定款施行細則」は総会での承認事項ではありません。

今後は法人として、核医学技術の発展を通じ、核医学の知識・技術の向上、普及啓発、良質な医療の提供につとめ、国民の医療福祉の向上に寄与できる学会として運営してまいります。会員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、28巻2号に掲載された「定款（案）」、「定款施行細則（案）」からの主な変更点は以下のとおりです。

1. 定款（案）の変更箇所

- 1) 第5条の（事業）について項目を絞りました。理由は所轄庁への報告書をできるだけ簡素化するため、学会としての事業内容に変わりはありません。

2. 定款施行細則（案）の変更箇所

- 1) 「一般会員が正会員になる場合、入会金相当額が必要」との内容でしたが、入会金なしで異動できることとしました。
- 2) 「評議員に選任された一般会員は正会員になる」との内容でしたが、「理事または監事に選任された一般会員は正会員になる」という内容に改めました。
- 3) 大会長の選任時期を早め、日本核医学会の会長と足並みをそろえて合同開催の準備が円滑にできるよう改めました。

設立認証申請の手続きのために、定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については事務局にご一任くださるようお願いいたします。